

地中熱施工管理技術者
登録の手引き

特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

I. はじめに

地中熱施工管理技術者の資格試験に合格された方が、「地中熱施工管理技術者」と認定されるためには、地中熱施工管理技術者登録規程（以下、「登録規程」という）に基づき、特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会（以下、「本協会」という）に登録の申請をして本協会に備える「地中熱施工管理技術者登録簿」に登録し、登録証の交付を受ける必要があります。

すなわち、「地中熱施工管理技術者資格試験」に合格しただけでは「地中熱施工管理技術者」に認定されず、単に「地中熱施工管理技術者資格試験の合格者」だということです。

また、登録の有効期間を過ぎた場合も、同様の扱いとなります。

この登録の手引きには、地中熱施工管理技術者の資格試験に合格された方が当面必要な登録手続きの説明を記しています。登録制度の詳細や様々な場合の手続きの詳細は、登録規程もご覧ください。

II. 登録要件

登録規程の第4条には次のように定められています。

- | |
|---|
| <p>第4条 地中熱施工管理技術者に登録する者は、下記に定める基準を満足することが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none">一 本協会が実施する地中熱施工管理技術者の資格試験に合格した者、または資格試験免除制度により資格試験合格者と同等の権利が認められた者であること二 資格試験合格後4年以上を経過した者、または地中熱施工管理技術者登録の有効期間を経過した者にあつては、登録更新講座を受講し修了した者であること三 不正な行為または資格者としてふさわしくない不名誉な行為がない者であること四 地中熱施工管理技術者の登録が取消され、取消された日から4年を経過した者であること。ただし、4年経過後、再度登録しようとする者は、再度資格試験を受験し合格すること。 |
|---|

すなわち、第4条の基準を満たす者が、登録申請できることとなります。資格試験に合格した方がすぐに登録申請する場合は、下記の新規登録申請の方法で問題ありません。

III. 登録申請について

1. 登録の申請

地中熱施工管理技術者資格試験合格者が「地中熱施工管理技術者」を称して活動するためには、本協会に備える地中熱施工管理技術者登録簿に登録し、「登録証」の交付を受ける必要があります。

登録証の交付を受けるためには、「地中熱施工管理技術者登録申請書」及びその他必要な書類を添付して、本協会に申請しなければなりません。

2. 登録及び登録証

本協会は、地中熱施工管理技術者登録申請があつた方について、「地中熱施工管理技術者登録申請書」及びその他必要な添付書類の記載事項を審査し、当該申請者が地中熱施工管理技術者となる資格を有していると認めるときに、当該申請者を「地中熱施工管理技術者登録簿」に登録し、「地中熱施工管理技術者登録証」及び「携帯登録証」を交付します。

「地中熱施工管理技術者登録簿」に登録された申請者は、その登録日付をもって、地中熱施工管理技術者を称することができます。

3. 登録の有効期間

詳細は登録規程の第10条、第12条、本手引巻末の参考図「新規登録と更新登録」もご覧ください。

- (1) 登録の有効期間は、登録時期に関わらず試験に合格した年の年度末（3月末日）より4年毎の年度末に期限を迎えます。

- (2) 「地中熱施工管理技術者 資格試験」に合格後 4 年以内に新規登録を行う方の登録有効期間は、試験合格の日から 4 年間経過した年の年度末(3 月末日)までとなります(本手引巻末の参考図「新規登録と更新登録」の Case-1 と Case-2 を参照)。
- (3) 「地中熱施工管理技術者 資格試験」に合格後、4 年以上を経過した後に新規登録を行う方の有効期間は、登録後最初に迎える 4 年毎の期限までとなります(参考図「新規登録と更新登録」の Case-3 を参照)。
- (4) 登録の有効期間の満了以前に登録更新を行わない場合は、満了日をもって登録の効力は失われます。
- (5) やむを得ない理由により登録の有効期間を過ぎた方が登録の更新を行う場合の有効期間は、更新後最初に迎える 4 年毎の期限までとなります(参考図「新規登録と更新登録」の Case-2 の 3 回目を参照)。

4. 登録の更新

詳細は登録規程の第 10 条、第 11 条、第 12 条もご覧ください。

- (1) 登録の更新の案内

登録の有効期間が 1 年未満となった登録者には登録更新の手続き及び登録更新講座に関し、必要な事項についてご案内致します。
- (2) 登録の更新
 - ① 登録の更新を予定する者は、登録の有効期間満了の日から 1 ヶ月前までに、登録規定第 11 条に基づき登録の更新の申請を行わなければなりません。
なおこの場合、登録の有効期間満了の日の前 1 年以内の間に、本協会が実施する登録更新講座を受講し、修了しなければなりません。
また、受講した登録更新講座の有効期限は、受講後 1 年間です。(本手引巻末の参考図「新規登録と更新登録」Case-1 を参照)
 - ② やむを得ない理由により登録の有効期間を過ぎた者でも、その理由を添えて申請し、本協会が認めた場合には、登録の更新を申請できます。(本手引巻末の参考図「新規登録と更新登録」Case-2 の 3 回目を参照)
 - ③ ②の理由により登録更新の申請を行った者は、登録更新の前後 1 年以内に実施される登録更新講座を受講し、修了証書の写し等を講座終了後 30 日以内に本協会宛に提出しなければなりません。
修了証書の写し等の提出がない場合は、登録規程第 14 条第 2 項に基づき、元の登録の有効期間終了日に遡り登録は抹消されます。

5. 登録申請に必要な書類

- (1) すべての登録申請に共通して必要な書類
 - ① 地中熱施工管理技術者 登録申請書 (様式第 1 号)
 - ② 登録証用写真 (2 枚を上記①の申請書の 2 枚目に貼付のこと)
 - イ. カラー、白黒どちらでもかまいません。
 - ロ. 脱帽・正面上半身 (縦 3 cm×横 2.5 cm) のもので、申請日前 6 ヶ月以内に撮影したものに限りです。
 - ハ. ポラロイド、スナップ写真及びサングラス着用のもの等は無効です。
 - ニ. 写真の裏面に氏名を必ず記入してください。
 - ③ 登録手数料 振替払込受付証明書 (上記①の申請書の 2 枚目に貼付のこと)
- (2) 新規登録申請 (合格後 4 年以内)

上記 (1) の①～③以外に必要な書類はありません。
- (3) 新規登録申請 (合格後 4 年以上経過)

詳細は登録規程の第 5 条、第 12 条もご覧ください。
上記 (1) の①～③以外に、次の書類が必要です。
- ④ 「地中熱施工管理技術者 登録更新講座」の修了証書の写し (1 通)

※登録申請までに、登録更新講座を受講していることが必要です。また、同講座修了証書の有効期限は、講座受講後1年間です。

- ⑤ 手続きが遅れた理由書
- (4) 更新登録申請（登録の有効期限内）
上記（1）の①～③以外に、次の書類が必要です。
 - ④ 「地中熱施工管理技術者 登録更新講座」の修了証書の写し（1通）
なお、登録更新講座修了証書の有効期限は、講座受講後1年間です。
- (5) 更新登録申請（登録の有効期限を超過した者）
上記（1）の①～③以外に、次の書類が必要です。
 - ④ 「地中熱施工管理技術者 登録更新講座」の修了証書の写し（1通）
※登録申請前1年間に登録更新講座を受講している場合。未受講の場合、更新後1年以内に実施される登録更新講座を受講し、30日以内に修了証書の写しを本協会宛に提出しなければなりません。
 - ⑤ 手続きが遅れた理由書

参考： 必要書類のまとめ	(2) 新規登録 (4年以内)	(3) 新規登録 (4年以上経過)	(4) 更新登録 (期限内)	(5) 更新登録 (期限超過)
①登録申請書	○	○	○	○
②写真	○	○	○	○
③手数料払込証明書	○	○	○	○
④更新講座修了証		○	○	※
⑤理由書		○		○

※ (5)の④参照

6. 登録手数料の払込み

(1) 登録手数料

- ① 新規登録申請：10,800円（消費税込）
- ② 更新登録申請：10,800円（消費税込）

(2) 登録手数料振込先

振込銀行名	三菱東京UFJ銀行 荻窪支店(店番157)
預金の種別	普通預金
口座番号	0196272
口座名	特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

※振込手数料は、振込者が負担ください。

7. 登録申請書類等の提出

(1) 提出方法

登録申請書類等の提出は、角2封筒（A4サイズが入る封筒）に関係書類を同封の上、必ず簡易書留郵便で送付してください。

(2) 提出先

〒167-0051 東京都杉並区荻窪5丁目29番20号（パシフィックアークビル 5F）
特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 地中熱施工管理技術者資格制度事務局

IV. その他の諸手続

1. 登録事項の変更

詳細は登録規程の第13条もご覧ください。

地中熱施工管理技術者登録事項のうち、下記事項に変更が生じた場合には、30日以内に本協会へ「変更届出書」(様式第3号)を提出しなければなりません。

- (1) 地中熱施工管理技術者登録者の氏名に変更が生じた場合は「変更届出書」及び写真(縦3cm×横2.5cm)1枚に登録証及び携帯登録証を添えて、提出しなければなりません。
- (2) 現住所に変更が生じた場合は、「変更届出書」を提出しなければなりません。
- (3) 所属する会社などに変更が生じた場合は、「変更届出書」及び写真(縦3cm×横2.5cm)1枚に登録証および携帯登録証を添えて提出しなければなりません。

2. 地中熱施工管理技術者 登録証・携帯登録証の各再交付申請手続

詳細は登録規程の第9条もご覧ください。

登録証及び携帯登録証を汚損したり、紛失したりした場合には、遅滞なく登録証・携帯登録証再交付申請書(様式第2号)と写真(縦3cm×横2.5cm)1枚に再交付手数料を添えて、本協会に提出しなければなりません。

なお、再交付を受けようとする者は、次の登録手数料を納めて頂きます。

登録証・携帯登録証(2枚1組)の再交付手数料・・・5,400円(消費税込)

申請方法は、「登録証・携帯登録証再交付申請書」(様式第2号)に、再発行手数料を添えて現金書留にて本協会宛郵送してください。

3. 登録の取り消し

詳細は登録規程の第14条もご覧ください。

次のいずれかの事項に該当する場合には、本協会は資格制度管理委員会が審査した上で当該登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽または不正の事実に基づいて地中熱施工管理技術者資格試験を受験し、あるいは、登録を受けたことが判明したとき。
- (2) 登録申請書の重要な事項についての虚偽の記載があることが判明したとき。
- (3) 正当な理由がなくて、登録有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。または、変更届出書の提出を怠ったとき。
- (4) 登録の要件を欠くに至ったとき。
- (5) 地中熱施工管理技術者の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為があったとき。
- (6) 登録規程第12条第2項の規程により、登録の更新を行った者が、登録更新講座修了証の写しを提出しなかったとき。

4. 登録技術者数の情報掲載

本協会のホームページにて、所属企業・団体ごとの地中熱施工管理技術者 登録技術者数の掲載を行います。掲載の承諾について、登録申請書の『「登録状況」への掲載』欄から選択してください。

V. 請求・申請及び問合せ先

本登録に関する請求・申請・問合せ等について、下記までお願い致します。

以上

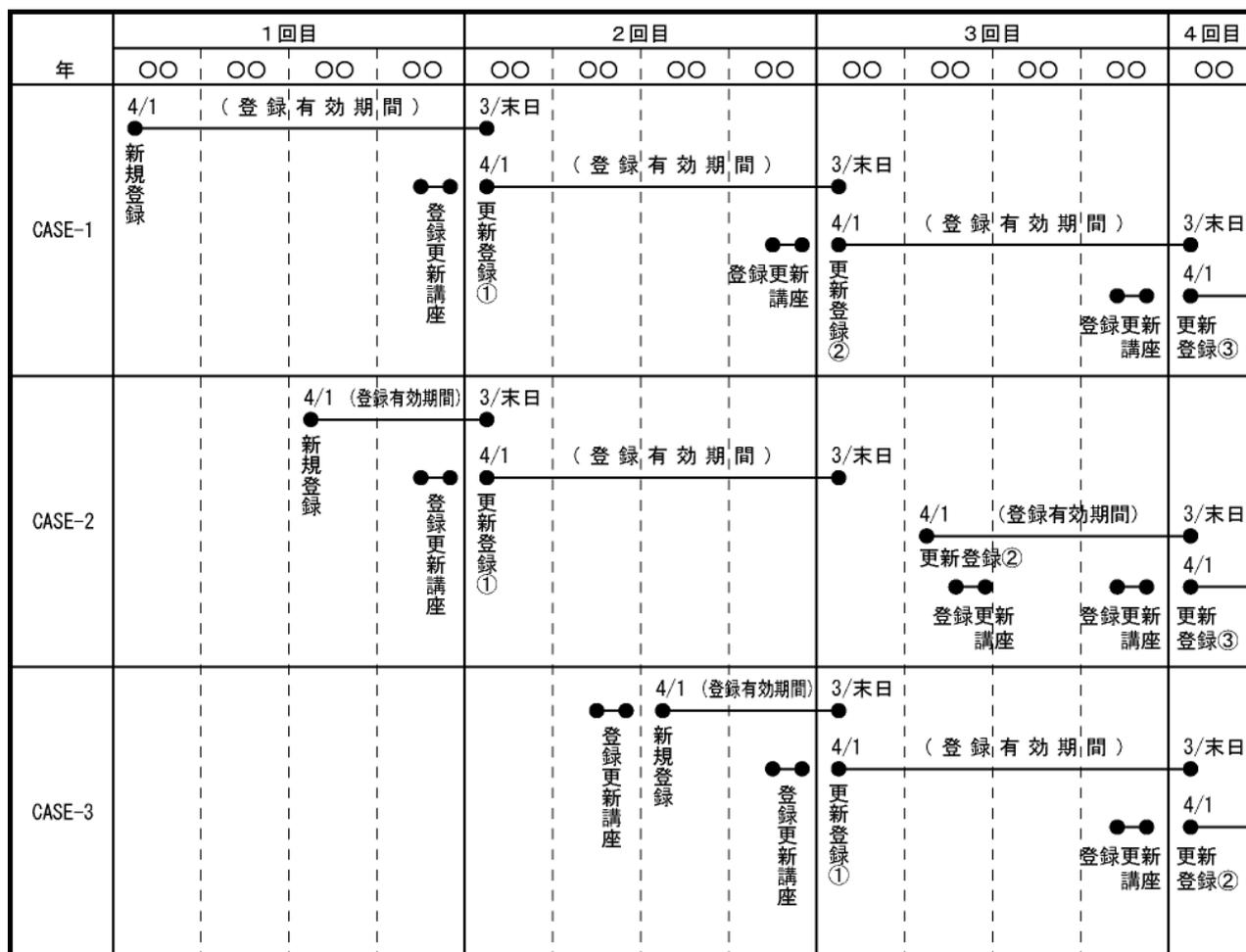
平成 29 年 1 月 31 日 発行

特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会

地中熱施工管理技術者資格制度事務局

〒167-0051 東京都杉並区荻窪 5 丁目-29-20 パシフィックアークビル 5 階

TEL/FAX : 03-3391-7836



参考図 新規登録と更新登録の関係

地中熱施工管理技術者 登録申請書

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

地中熱施工管理技術者の登録を申請いたします。

申請年月日 平成 年 月 日

※登録番号			※交付日	平成 年 月 日	
ふりがな				性別	
氏名	姓	名	男・女		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満年齢 歳)				
登録区分	() 一級 () 二級	申請 区分	() 新規 ⇒ 受験番号 () () 更新 ⇒ 登録番号 ()		
(ふりがな) 現住所 電話番号 メールアドレス	〒 — (建物名等・部屋番号) — — 自宅・呼出・携帯				
(ふりがな) 勤務先名称					
(ふりがな) 勤務先所在地 電話番号 メールアドレス	〒 — (建物名等・部屋番号) — — (内線番号)				
案内郵送先	() 自宅 () 勤務先	メール連絡先		() 自宅 () 勤務先	
「登録状況」への掲載	() 承諾する () 承諾しない	承諾の場合、地中熱利用促進協会のホームページに <u>所属会社ごとの登録技術者数</u> を集計して掲載いたします。			

地中熱施工管理技術者 登録申請書作成上の留意事項

1. 筆以外の黒または青字の筆記用具を使用し、文字は楷書で正確に記入すること。(パソコン等による作成可)
2. ※印欄は記入しないでください。
3. 勤務先名称、所在地、電話番号は、会社等の名称、支店や所属部署等の名称とその電話番号も記入して下さい。

私は上記事項について、虚偽の記載をせず、事実を隠蔽しないことを誓います。

平成 年 月 日 氏名 印

※注：写真、振替払込受付証明書は、2枚目に貼付して下さい

写 真 貼 付 欄

のりしろ	のりしろ
平成 年 月 日撮影	

1. 縦 3 cm×横 2.5 cm
脱帽・正面上半身のもの
2. 上部のりしろに貼付
3. 撮影後 6 ヶ月以内
4. 不鮮明なものは無効
5. カラー・白黒とも可
6. 写真裏面に氏名を記入

振替払込受付証明書

登録証・携帯登録証再交付申請書

平成 年 月 日

〒 _____
住所 _____
TEL : _____
申請者 _____

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

下記の理由により、地中熱施工管理技術者登録証・携帯登録証の再交付を申請いたします。

1. 登録番号	
2. 氏名	
3. 勤務先	
4. 再交付登録証	登録証 ・ 携帯登録証
5. 再交付申請理由	
6. 破損または紛失した年月日	平成 年 月 日
7. 有効期限	平成 年 月 日

写真貼付欄



平成 年 月 日撮影

1. 縦3 cm×横2.5 cm
脱帽・正面上半身のもの
2. 上部のりしろに貼付
3. 撮影後6ヶ月以内
4. 不鮮明なものは無効
5. カラー・白黒とも可
6. 写真裏面に氏名を記入

変更届出書

平成 年 月 日

〒

住所 _____

TEL : _____

申請者 _____

特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 殿

登録証記載事項に下記のとおり変更が生じたため、登録証・携帯登録証を添えて届け出ます。

登録番号			
氏名			
(ふりがな) 現住所	〒 —		
電話番号	— —	自宅・呼出・携帯	
メールアドレス			
(ふりがな) 勤務先名称			
(ふりがな) 勤務先所在地	〒 —		
電話番号	— —	(内線番号)	
メールアドレス			
案内郵送先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先	メール連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先
「登録状況」への掲載	<input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない	承諾の場合、地中熱利用促進協会のホームページに <u>所属会社ごとの登録技術者数</u> を集計して掲載いたします。	

(留意事項)

1. 該当する変更事項のみ記入すること